

令和5年3月

令和5年度の国民健康保険料の措置について

令和5年度の国民健康保険料は、令和5年2月22日開催の第141回通常組合会において、現行のまま据え置きと決定されました。

・ 令和5年度保険料（令和5年4月～令和6年3月分）

（一人あたり）

月額保険料	事業主	従業員	家族
医療給付費分	18,700円	9,500円	6,300円
後期高齢者支援金分	3,000円	3,000円	3,000円
介護納付金分	3,500円	3,500円	3,500円
後期組合員分	1,000円	1,000円	